

# 省エネ法の改正について

平成 22 年 3 月  
国税庁酒税課

(省エネ法：エネルギーの使用の合理化に関する法律)

平成 22 年 4 月 1 日から省エネ法の一部改正法が施行されます。

この改正により、事業者の中には新たに報告等の義務を負う場合があります。

また、報告書の提出単位や提出先等も変わりますので、ご注意ください。

## 《改正のポイント》

### 1 報告等の義務の判断単位の変更（工場・事業場単位から事業者単位へ）

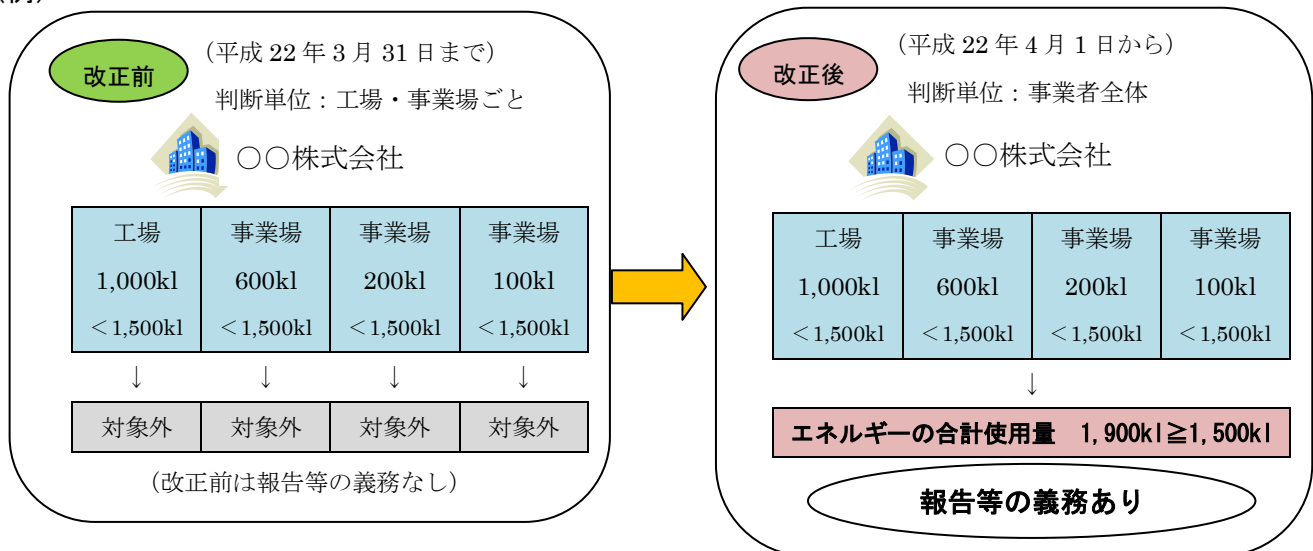
省エネ法では、エネルギー（燃料、熱、電気）の使用量が 1 年間で一定規模（原油換算値で 1,500k1 以上）の場合には、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画の作成・提出や、その取組状況等に関する定期報告書の作成・提出などの義務を課しています。

報告等の義務の有無は、これまで工場や事業場（オフィス、小売店、サービス施設等）ごとのエネルギーの使用量で判断することとされていましたが、今回の改正により、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等の合計）のエネルギーの使用量で判断することになります。

※ エネルギーの使用量は、資源エネルギー庁のホームページ（エネルギー使用量の簡易計算表（Excel 様式）<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>）にて算出できます。

なお、平成 21 年度のエネルギーの使用量の合計が 1,500k1/年以上の場合は、平成 22 年 7 月末までに「エネルギー使用状況届出書」を本店（本社）所在地の経済産業局へ届け出ることが必要です。

(例)



※この他の場合にも、報告等の義務が生じる場合があるのでご注意ください。

### 2 定期報告書の提出単位等の変更（注：工場等の主たる事業※が酒類業の場合）

※「主たる事業」は、工場等で製造（提供）される商品等のうち、過去 1 年間の収入（販売）額の最も多いもので判断します。

	改正前	改正後
提出単位	工場や事業場単位	事業者単位
提出先	工場等の所在地を所轄する経済産業局と国税局	本社（本店）所在地を所轄する経済産業局と国税局 さらに、主たる事業が酒類業以外の工場等がある場合は、その工場の主たる事業を所管する省庁の地方支分部局（例えば、清涼飲料水の製造が主たる事業の工場を有する場合は、本社所在地の農政局にも提出が必要です。）
提出期限	毎年 6 月末	毎年 7 月末 ※平成 21 年度分の提出期限は、平成 22 年 11 月末です。

改正の詳細は、資源エネルギー庁のパンフレット (<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/panfu2.pdf>) をご覧ください。